

事務センターだより

第34号
H19.3.1
亀山市グループ運営委員会



暖冬の影響か、梅は咲きほころび桜までも蕾が芽を出しています。
今年度もいよいよ後一月、仕上げのときを迎えます。事務処理の仕残しがないよう、また
新年度がスムーズに迎えられるよう準備をしましょう。事務センターでは、年度末事務処理や
人事異動を、システムに正確に対応させるよう着々と準備を進めています。

旅費精算は速やかに！

年度末が近づき、旅費システムの運用スケジュールが、あわただしくなってきました。
18年度分旅費精算について締切日が決まってきましたので、お知らせします。

2月28日までの出張分

すでに、お知らせしたように3月2日までに、過去の未精算分も含めて精算処理を行ってください。

3月中の出張分

3月中の出張については、終了後速やかに精算処理を行い、誤精算による差し戻しにも対応できる
時間の確保に心がけてください。18年度の精算処理は3月30日(金)正午で終了とします。

注意！

旅費が0円の(つかない)ときでも**必ず**、精算処理を行ってください。
精算処理をしないと、「未精算」としてデータが残ってしまいます。



公費支払い請求書の宛名を統一

亀山市役所 出納室より、公費払い請求書等の宛名について、統一するように連絡がありました。

3月以降購入に係わる請求書等の宛名は亀山市教育委員会 教育長様(亀山市長様でも可)と
して下さい。

これを受けて、今後各学校では発注時等に次の点に注意してください。

しばらくの間発注時には、請求書の宛名を教育委員会 教育長とするよう業者に伝えてください。
又、事務センターで請求書の支払い関係書類の作成に必要ですので、請求書内に学校名を()
書き等で記載するよう合わせて伝えてください。

請求書を受け取った時には、宛名が正確に記載されているか確認し、誤りがあればその場で業者
に訂正するよう伝えてください。同時に学校名が記載されているかも確認をして下さい。

年度末を控え配当予算も残り少なくなっています。3月中に必要な物だけを早急に購入するよう心が
けて下さい。

お忘れ
なく！

互助会の「文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助」の請求はすみしましたか？
まだの方は、早急に請求してください。

2月末までの利用分の請求は3月30日必着 です。

3月利用分のみは4月13日必着でもかまいません。